

取次所(洗濯物の受取及び引渡のみを行う)の施設基準

施設全体	* 居室、台所、便所その他の施設と隔壁等により区画されていること。	条例	
	* 同一施設内に食品を取り扱う施設と隣接して設ける場合は、障壁を設けて区分すること。 障壁…壁、板、ガラス等による境界部分をいい、高さおおむね1.8m以上とすること。	細則 /通知	
	* 換気、採光及び照明が十分行える構造設備を有すること。 ・ 受渡場、しみ抜き場及び仕上場の作業面の照度は、300Lux以上であることが望ましい。	条例 要領	
	* 洗濯物を洗濯又は仕上げの終わったものと終わらないものに区分しておくための設備又は容器を設け、これらは、ねずみ族、昆虫等によって汚染されない構造とすること。	条例	
	* 洗濯物の集配を行う場合は、洗濯物を洗濯又は仕上げの終わったものと終わらないものに区分し、それぞれ別の容器を用いること。	細則	
受渡場	* 洗濯物の受取及び引渡しを行うための台を設けること。	細則	